

若年層の期日前投票立会人募集要項

1 募集目的

選挙において、10歳代や20歳代の若年層の投票率が低いことから、若年層の有権者が期日前投票立会人として選挙に関わることで、選挙を身近なものに感じ、政治や選挙に関心を持てるよう啓発することを目的とする。

2 職務の概要

(1) 職務内容

期日前投票所において、政治的に中立な立場から次の職務を行う。

ア 投票事務が公正に行われるための監視。

イ 投票管理者への協力。

ウ 投票管理者から投票に関する意見を求められた際に意見を述べること。

エ 投票前の投票箱が空であることの確認の立会い（期日前投票期間の初日及び投票箱の交換時のみ）。

オ 選挙人投票前における「投票箱のカギを入れた封筒の開封」及び「投票箱のカギの開錠」の立会い（期日前投票期間の2日目以降）。

カ 投票用紙の持ち帰りが無いよう監視すること。

キ 投票終了後の投票箱の閉鎖の立会い。

ク 投票終了後における投票録への署名。

(2) 職務日

選挙の公示（告示）日の翌日から投票日の前日までのうち、希望する日

(3) 職務場所

市選挙管理委員会が別に定める場所のうち、希望する場所

(4) 職務時間

市選挙管理委員会が別に定める時間

※ 集合時刻は、それぞれの開始時刻の10分前。

※ 休憩は、投票所の状況により交代で行う（概ね1時間程度）。

(5) 報酬

市選挙管理委員会が別に定める額

(6) その他

ア 職務に当たる日及び場所は、希望を基に市選挙管理委員会事務局が別途調整する。

イ 食事代及び交通費は、自己負担とする。

ウ 職務に当たる際の服装は、良識ある服装（シャツ・ブラウス・制服等）とする。

エ 職務中は、市職員等の指示に従うものとする。

3 応募資格

18歳から概ね29歳までの武蔵村山市内在住者

※ 高校生の場合は、事前に保護者の同意を必要とする。

4 募集人数

若干名（応募者多数の場合は、市選挙管理委員会事務局が活動日を調整する。）

5 応募方法

以下の①又は②のいずれかの方法により応募

① 電話又はメールで市選挙管理委員会事務局へ連絡

② 別紙登録申請書を市選挙管理委員会事務局へ提出

※ 登録申請書は、市選挙管理委員会事務局への連絡等により提供（市ホームページへも掲載）。

電 話 0 4 2 - 5 6 5 - 1 1 1 1 （内線 2 3 3）

メール senkan@city.musashimurayama.lg.jp

※ 応募後、市選挙管理委員会事務局は、応募資格等を確認した後、応募者を名簿に登載すると同時に応募者へ登録通知を送付する。

6 登録期間

登録日から30歳に到達する日の属する年度の末日まで（応募者から辞する旨の連絡があった場合は、その日まで）

※ 登録期間終了後は、名簿からは抹消。ただし、希望により投票立会人を行うことは可能。